「動物用医薬品等取締規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

令和８年１月21日
農　林　水　産　省

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号、以下「法」とする。）法第83条第１項の規定により読み替えて適用される同法第44条第２項の規定に基づき、ｄ－クロプロステノールの塩類及びその製剤を劇薬として指定することについて令和７年９月30日から令和７年10月29日までの期間、e-Govへの掲載等を通じて、広く国民の皆様から意見・情報の募集を行いました。

その結果、募集期間において、御意見は寄せられませんでした。

このことから、公表した案のとおり、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）の一部を改正することとしましたのでお知らせいたします。

（問合せ先）
消費・安全局畜水産安全管理課
電話：03-3502-8111（内線4538）